

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月30日

名取市長 山田 司郎

1 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工事番号 第30号
- (2) 工事名 下増田地区防災集団移転促進事業移転元地瓦礫撤去工事
- (3) 工事場所 名取市下増田字屋敷 地内
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成30年9月30日まで
- (5) 入札担当課 名取市総務部財政課
- (6) 工事担当課 名取市震災復興部復興まちづくり課
- (7) 工事概要 宅地内がれき撤去工 $V=90\text{m}^3$ 、道路撤去工 $A=1,400\text{m}^2$
下水道施設撤去工 一式、上水道施設撤去工 一式
分水止工 $N=3$ 箇所
- (8) 契約条件 ① 名取市契約規則による
② 契約保証金 契約金額の10%の額
③ 前払金 有(40%以内)
④ 支払方法 出来高部分払 無(一回) 完成払
- (9) 入札方法 制限付き一般競争入札 事後審査型

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 名取市競争入札参加資格者で、次の事項に全て該当すること。
 - ① 当該対象工事に対応する工事種類について、平成29・30年度名取市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - ② 名取市登録業者に対する指名停止基準第3条第1項の規定による指名停止の期間中でない者であること。
 - ③ 当該対象工事に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による主任技術者等必要かつ適正な人員を配置することができる者であること。
 - ④ 建設業法第3条第2項に規定する土木一式工事の建設業者で、名取市内に同条第1項に規定する営業所を有するものであること。

(3) 名取市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱(平20年10月29日名取市告示第121号)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- ① 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- ② 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、制限付き一般競争入札参加申請書(正副2部、内1部は受付印押印後返却)を持参により提出しなければならない。ただし、事後審査型の場合は、確認書類等の申請時の同時提出は不要とする。

(1) 提出先 名取市総務部財政課契約係

(2) 提出期間 平成30年5月30日(水)から平成30年6月14日(木)まで

※ ただし、名取市の休日を定める条例(平成元年名取市条例第16号)第1条に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。(以下、4(1)、5(1)、5(3)、10(3)において同様とする。)

4 設計図書の閲覧及び貸出

(1) 閲覧期間 平成30年5月30日(水)から平成30年6月20日(水)まで

(2) 閲覧場所 名取市役所 4階閲覧室(財政課前エレベーター脇)

(3) 貸出 設計図書等の貸出は、半日を限度とする。

貸出については、午前(8時30分～正午)、午後(1時～5時)の半日を単位とし、午前に貸出したものは当日正午まで、午後に貸出したものは当日午後5時までに返却するものとする。

5 設計図書に関する質問等

(1) 受付期間 平成30年5月30日(水)から平成30年6月14日(木)午前11時まで

* 質問は指定の用紙で社印を押印し、名取市役所4階財政課まで持参のこと。社印のない場合は無効とする。なお、質問が無い場合は、連絡不要。

(2) 受付場所 総務部財政課契約係

(3) 質問回答 平成30年6月18日(月)午後1時から平成30年6月20日(水)まで

閲覧室(財政課前エレベーター脇)において閲覧に供する。

* 入札参加者は、全ての質問内容を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。

6 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 平成30年6月21日 (木) 午前 10時10分
- (2) 場 所 名取市役所 5階第三会議室
* 受付印の押印された制限付き一般競争入札参加申請書を持参すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 初度の入札において予定価格と最低制限価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回を限度とする。
ただし、初度の入札において最低制限価格より低い価格で入札をしたものは、再度の入札に参加することはできない。
- (5) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (6) 入札保証金は、免除する。
- (7) 入札参加者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に規定する入札金額の内訳を記載した書類を持参し、最初の入札時に、入札執行者の指示により提出することとし、書類の提出のない入札は無効とする。また、書類に不備のある場合は原則無効とする。

7 最低制限価格の適用 設定する。

8 入札の取り止め

本公告に示した入札参加申請者の数が2に満たない場合、または、十分な競争性を確保し得ないと判断する場合には、当該制限付き一般競争入札を取り止めることがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者又は落札候補者としていた場合には、落札決定を取り消す。

10 入札参加資格の確認・落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を有していると認められた場合には、その者を落札者として決定するものとする。
- (2) 確認書類の提出
落札候補者は、以下に示す確認書類を入札日の翌日(当該日が市の休日の場合は、その翌日)までに、総務部財政課まで持参することとし、提出期限内に確認書類が提出されないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ② 配置予定の技術者に関する調書
* 添付書類:主任(監理)技術者及び営業所専任技術者の、合格証明書・監理技術者資格者証(表裏両面)・監理技術者講習修了証・健康保険証の各写し
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し(直近のもの)
 - ④ 建設業の許可書の写し又は許可証明書

(3) 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- ① 入札参加資格の審査は、名取市競争入札実施要綱第7条の規定により審査する。
- ② 入札参加資格の審査結果については、開札日の翌日より4日以内にFAXにて通知する。
- ③ 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について審査結果通知後2日以内に書面で問い合わせをすることができる。

(4) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合には、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

(5) 入札参加資格の審査が終了し、入札結果が確定した場合は、その結果を名取市役所財政課及び市のホームページにて公表する。

11 その他

- (1) 入札参加者は、名取市建設工事競争入札参加心得(平成21年名取市告示第11号)を遵守すること。
- (2) 閲覧に供する設計図書には、積算時に文字等の記入はしないこと。

12 連絡先

※ 不明な点については、名取市総務部財政課契約係に照会のこと。
(名取市総務部財政課契約係 電話:022-384-2111内線435・431)

制限付き一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

名 取 市 長 あて

入札参加承認番号

住 所

会 社 名

代 表 者 名

㊟

平成 30年 5月 30日付けで入札公告のありました下記工事について、入札参加条件及び入札心得を承諾の上参加申請します。

なお、この申請書は、事実と相違なく、落札し契約締結した場合は建設業法等関係法令の遵守及び入札公告の条件に従うことを誓約します。

記

- 1 工事番号 第 30 号
- 2 工事名 下増田地区防災集団移転促進事業移転元地瓦礫撤去工事
- 3 許可を受けている建設業
 - ① 許可区分 国土交通大臣 ・ 知事
 - ② 許可 特定建設業 ・ 一般建設業
 - ③ 許可番号 _____ 第 _____ 号
 - ④ 許可の有効期限 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 - ⑤ 建設業の種類

※ 本申請書は2部を提出のこと。（申請時の確認書類等の添付は不要）

※ 落札候補者となった場合は、指定した確認書類を提出すること。

(様式第1号)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

名 取 市 長 あて

入札参加承認番号

住 所

会 社 名

代 表 者 名

㊟

平成 30 年 5 月 30 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違なく、落札し契約締結した場合は建設業法及び入札公告の条件に従い適正に技術者を配置することを誓約します。

記

1 工事番号 第 30 号

2 工事名 下増田地区防災集団移転促進事業移転元地瓦礫撤去工事

3 添付書類 (レでチェック)

配置予定の技術者に関する調書

※ 添付書類：主任（監理）技術者及び営業所専任技術者の、合格証明書・監理技術者資格者証（表裏両面）・監理技術者講習修了証・健康保険証の各写し

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し（直近のもの）

建設業の許可書の写し又は許可証明書

その他、入札公告で必要とした書類

※ 申請書は1部を提出のこと。

なお、申請書類一式をホチキス等でまとめて綴じること。袋とじの必要はない。

(様式第3号)

配置予定の技術者に関する調書

主任 技術者 ・ 監理 技術者	会社名		
	氏名(フリガナ)		
	資格名称(注1:該当条項)		
	免許又は認定番号(注2)		
	監理技術者資格者証番号		
	施工管理経験 (注3・類似工事)	工事名	
発注者			
契約金額			
工期			
受注形態(注4)		<input type="checkbox"/> 単体・ <input type="checkbox"/> 共同企業体 (<input type="checkbox"/> 代表者・ <input type="checkbox"/> 構成員: 出資比率 %)	
工事内容			

営業所専任 技術者	氏名(フリガナ)		
	資格名称(注1:該当条項)		
	免許又は認定番号(注2)		
	監理技術者資格者証番号		

※ 添付書類: 主任(監理)技術者及び営業所専任技術者の、合格証明書・監理技術者資格者証(表裏両面)・監理技術者講習修了証・健康保険証の各写し

注1 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ロ若しくはハに該当する場合、資格名称欄には該当する条項を記入してください。

注2 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ若しくはロ又は同法第15条第2号ロに該当する場合、免許又は認定番号欄は空欄としてください。

注3 施工管理経験の欄には、類似工事を施工した経験があれば必要最小限の具体的項目を記入してください。

注4 受注形態の欄には、単体又は共同企業体で受注の区分を記入してください。また、共同企業体での受注の場合は、代表者か構成員かの区分を明記するとともに、出資比率も明記してください。

参考様式	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
名取市長 様			
住 所	名取市××××		
名 称	株式会社××××		
代表者氏名	代表取締役	××××	印
工 事 費 内 訳 書			

工 事 名	第〇〇号 〇〇線道路改良工事		
工 種 等	金 額(円)		
道路改良	14,500,000円	A	
土工	5,000,000円	a	
法面工	2,000,000円	b	
擁壁工	3,500,000円	c	
雑工	4,000,000円	d	
直接工事費	14,500,000円	A(a+b+c+d)	
共通仮設費計	100,000円	B	
純工事費	14,600,000円	A+B	
現場管理費	200,000円	C	
一般管理費等	300,000円	D	
工事価格	入札金額と一致	15,100,000円	A+B+C+D

* 入札時に提出する内訳書の様式は、任意のもので構いませんが、参考様式の内容をすべて満たしたもので作成してください。

* 入札時に持参し、1回目の入札の際、入札執行者の指示により提出願います。

* 内訳書の内容に不備(工事件名の誤記、入札金額と内訳書総額の相違等)がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

* 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとる場合があります。

※いわゆる「改め」や「まるめ」による記載も無効となります。作成前に再確認願います。